

令和6年度兵庫県中小企業融資制度の主な変更点

1 令和6年度のポストコロナ・物価高騰等対策資金

ゼロゼロ融資の返済に伴う借換需要や、過剰債務による事業再生等の資金需要に対応するとともに、長引く物価高騰等の厳しい経営環境下で業況が悪化している事業者への資金繰り支援に引き続き取り組むため、「伴走型経営支援特別貸付」及び「企業再生貸付（コロナ対応）」を継続して実施します。

資金名	実施期間	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資 限度額	融資期間 (据置期間)
① 伴走型経営支援特別貸付	R6.4.1～ 当面の間 (※1)	保証料の一部補助、金融機関の伴走支援により早期の経営改善を促進	一般保証 SN保証4号 (※2) SN保証5号	0.9% (0.2% ※3)	1億円	10年(5年) 以内
② 企業再生貸付 (コロナ対応)		保証料の一部補助、特に経営状況の苦しい事業者への再生支援	経営改善 サポート保証	0.9% (0.2%)	2.8億円	15年(5年) 以内

(※1) 実施期間の終期については、国保証制度の終了とともに終了予定

(※2) 新型コロナウイルスにかかるSN保証4号は、令和5年9月30日認定申請分をもって、新規融資資金のみでの利用が終了していますので、ご注意ください。

(※3) SN保証を利用する場合（一般保証を利用する場合：第5区分で0.60%）

2 災害対応貸付の常設化

これまで、災害発生の都度設置していた「災害対応貸付」を常設の資金メニューとし、頻発する自然災害に備えます。

あわせて、県内の市町が災害救助法の指定を受けた際に、金融特別相談窓口を自動設置するよう運用を見直し、災害に起因した金融相談に迅速に対応します。

	対象災害	融資対象者	資金使途	利率	限度額	融資(据置)期間
これまで	災害毎に指定	災害発生の都度協議・決定				
見直し後	常設 (災害の指定不要)	市町長の発行するり災証明書等災害にかかるSN保証4号	復旧・経営安定に必要な資金	0.80%	2.8億円	10年(2年)

3 新規開業貸付・再挑戦貸付の金利見直し

「新規開業貸付（経営者保証免除含む）」・「再挑戦貸付」について、金利設定を見直します。

資金名	融資対象者	資金使途	利率	限度額	融資(据置)期間
新規開業貸付	・事業を開始予定の方 ・事業開始後5年未満の方	設備 運転	0.80% →1.00%	3,500万円	10年(1年)
新規開業貸付 (経営者保証免除)	・新規開業貸付の要件を満たす法人			2,000万円	
再挑戦貸付	・事業廃止後、再起業を図る方 ・再起業後5年未満の方				

4 こうべ創業支援貸付の創設

年齢問わず神戸市内での創業を促進するため、こうべ若者支援貸付の年齢要件を撤廃した「こうべ創業支援貸付」を創設します。(※「こうべ若者支援貸付」は廃止)

区分	～R6.3 (こうべ若者支援貸付)	R6.4～ (こうべ創業支援貸付)
融資対象者 (概要)	神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする(市外からの進出予定者)者で、事業を営んでいる中小企業者であり、市民税を滞納していない者で、次の全てに該当する者 ① 常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業(宿泊業・娯楽業を営む会社・個人は除く)は5人)以下の者 ② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者 ③ 40歳未満の者(会社の場合は代表者)	神戸市に主たる事業所を有する又は有しようとする(市外からの進出予定者)者で、事業を営んでいる中小企業者であり、市民税を滞納していない者で、次の全てに該当する者 ① 常時使用する従業員の数が20人(商業、サービス業(宿泊業・娯楽業を営む会社・個人は除く)は5人)以下の者 ② 事業を営んでいない者が事業を開始して5年未満の者

5 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度への対応

国が創設した、信用保証料の上乗せにより経営者保証の非提供を選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」について、本県中小企業融資制度においても、原則として全ての制度融資メニューで適用可能とします。(令和6年3月15日保証申込分より適用開始)

また、国が同時に創設した「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」及び「プロパー融資借換特別保証制度」について、それぞれ対応する資金として、「長期資金(経営者保証非提供促進貸付)」及び「借換等貸付(プロパー借換貸付)」を創設し、経営者保証によらない資金繰りを一層推進します。(令和6年4月1日保証申込分より適用開始)

6 「経営円滑化貸付(原油価格・原材料価格高騰)」にかかる要件緩和(当面の間延長)

区分	要件緩和前	要件緩和後
経営円滑化貸付(原油価格高騰)	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ① 売上原価のうち、原油等の仕入価格が20%以上を占める ② 最近1か月間の原油等の平均仕入単価が、前年同期比で20%以上上昇 ③ 価格の引き上げが困難であるため、 最近3か月間 の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇	①、② 同左 ③ 価格の引き上げが困難であるため、最近3か月間(<u>当面の間、「最近1か月間」での算定も可とする</u>)の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期比で上昇
経営円滑化貸付(原材料価格高騰)	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の全てに該当する者 ① 最近3か月間 の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ② 最近3か月間 の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少	① 最近3か月間の売上原価が、前年同期比で10%以上増加 ② 最近3か月間の売上総利益(粗利益)が、前年同期比で減少 <u>(当面の間、いずれも「最近1か月間」での算定も可とする)</u>